別記様式（第４条関係）

連合給水装置における各戸検針・徴収に関する契約書

集合住宅　　　　　　　の連合給水装置にかかる水道メーターの検針及び水道料金の納入に関し、相馬地方広域水道企業団(以下「甲」という。)と　　　　　　(以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

(水質の保全及び連合給水装置の維持管理)

1. 連合給水装置の修繕、その他の維持管理及び水質の保全については、す

べて乙の責任とする。

２　甲は、連合給水装置について、維持管理上必要なときは、検査をすることができる。

３　前項により改善等が必要になったときは、乙は直ちに適切な措置を講じな

ければならない。

(水道メーターの維持管理等)

第２条　乙は、甲が指定する水道メーターを各戸に設置し、その後の維持管理を行わなければならない。

２　各戸メーターの検定満了（８年）による取替は、甲が行うものとする。

(検針及び料金納入の方法)

第３条　甲は、定例検針日に各戸メーターの指示水量を検針し、使用者ごとに水道料金を請求するものとする。この場合における水道料金の算出については、使用口径により算出する。ただし、各戸メーターの故障、その他の事情により使用水量が不明のときは、相馬地方広域水道企業団使用水量認定等取扱い基準に基づき認定する。

２　前項の規程にかかわらず、親メーターの検針水量から各戸メーターの検針水量の合計水量を控除した水量差が、親メーターの検針水量に対して４パーセント以上の場合、次の算式により算出した水量分の料金は、乙の負担とする。

(算式)

算定水量＝(親メーターの検針水量－各戸メーター検針水量の合計水量)－(親メーターの検針水量×４パーセント)

(連合給水装置の取扱手数料)

第４条　甲は、第９条の規定により、手数料として、各戸メーター１個(１世帯)につき

６０,０００円を、契約の際乙から徴収する。

(届出)

第５条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（１）所有者に変更があったとき。

（２）管理人に変更があったとき。

（３）連合給水装置中、各戸メーターの増設、撤去等の工事をするとき。

(苦情処理)

第６条　使用者から、連合給水装置についての苦情を受けたときは、すべて乙が処理しなければならない。

(周知及び協力)

第７条　乙は、各使用者に対して、常にこの契約の内容を周知させ、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(契約の解除)

第８条　甲は、乙がこの契約の各項に違反し、勧告しても、なお是正しないときはこの契約は解除することができる。

２　前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲は、その責めを負わない。

(その他)

第９条　この契約に定めのない事項については、条例、条例施行規程、その他の定めに準じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の有効期限)

第１０条　この契約の有効期限は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。ただし、上記契約期間満了前１か月までに、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間を更に１年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証として、次の書類を添えて契約書２通を作成し、甲、乙各１通を保有する。

添付書類

１　連合給水装置管理人選定(変更)届

２　連合給水装置使用者名簿

　年　　月　　日

住所　福島県相馬市大野台二丁目３番地の５

甲　　　　相馬地方広域水道企業団

氏名　企業長　　　　　　　　印

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

氏名　　　　　　　　　　　　印